

# 一般社団法人 日本リユース推進協議会 会員規定

## 第1章 総則

第1条 この規定は、当協議会の会員が当協議会の運営および諸事業に対し有する権利および義務の詳細を明確にするために設ける。

## 第2章 会員資格

第2条 当協議会の会員は、主に古物商を営み、当協議会の事業目的に賛同し、本規約を承諾し且つ協議会の理事会の承認を得たものを条件とします。さらに入会金及び年会費を収める個人または法人をいう

## 第3章 入会金及び会費

第3条 当協議会の入会金及び会費は次の通りとする

正会員 1個人・法人当たり入会金 5,000 円 月会費 3,000 円

## 第4章 入会申し込み

第4条 当協議会に入会を希望する個人または法人は、当協議会宛に所定の入会申込書を電子メール、FAX、郵送にて送付するか、または当協議会のウェブサイトの入会申込サイトの手順に従って入会申込を行います。

第5条 入会申込があった場合は審査のための理事投票によって、入会の承認をするか否かを決定します。  
※ネット会員は除く。

第6条 入会が認められた場合は、入会金及び入会の月から翌年3月までの月会費を、指定された期日までに納付しなければならない。

## 第4章 会員の権利と義務

### 第7条

(1) 当協議会が主催するセミナー、講演会、研究会その他の活動に会員価格（無料の場合もあります）にて参加することができます。

(2) 当協議会が案内する商品やサービスを会員価格で購入することができます。

(3) 当協議会が計画する各種研究会などの事業を企画・運営・推進することを希望すれば、当協議会の承認を得てこれに参加することができます。

(4) 当協議会が発行するニュースレターの配信を受けることができます。

(5) ユース業に係る省庁からの通知等の公的情報及びリユース業に係る法令の審議状況等についての情報を受けることができます。

(6) 当協議会が発信するリユース商品の情報を入手することができます。

第8条 会員は、当協議会から取得した情報を非会員に譲渡又は転送してはならない。

## 第5章 退会

第9条 会員は、当協議会に対し電子メールまたは、書面による退会の申し出をすることによりいつでも退会することができます。但し、1ヶ月以上前に当協会に対し予告するものとします。

また、期間中の中途退会であっても会費の返還はいたしません。

## 第6章 除名

第10条 当協議会の社員及び会員が次のいずれか1つに該当するときは、社員総会の決議により除名することができる。

(1) 当法人の名誉を毀損した場合。

(2) 当法人の目的に反する行為をした場合。

(3) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行った場合。

(4) 反社会的勢力及び反社会的勢力と思われる団体または個人との関わりが判明した場合、及びその疑いが持たれた場合。

(5) その他会員として適当でないと判断した場合。

## 第7章 禁止事項および損害賠償と免責

### (禁止事項)

第11条 会員は、次に定める行為をしてはいけません。

(1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること

(2) 当協会の職務上知り得た秘密を他に漏らすこと。この場合の秘密とは、当協会外へ公開することのない情報を言います。

(3) 当協会の活動に関連して取得した資料または知り得た情報を、当協会の活動以外に利用すること

(4) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等に供すること

(5)その他、当協会の職務活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれのある行為

2 前項の規定は、会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有します。

#### (損害賠償)

第12条 会員は、前第11条の禁止事項によって、当協会、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合は、その損害の全てを賠償しなければなりません。

#### (免責)

第13条 当協会は、次に掲げる事項に関しては一切の責任を負いません。

- (1)会員間の取引その他において、何らかのトラブルや損害等が生じた場合
- (2)当協会から販売した商品や情報提供等によって、直接または間接的に生じた会員または第三者への損害等が生じた場合。
- (3)当協会のウェブサイトからリンクされる他のウェブサイトで提供される情報やサービス等に関する事項

## 第8章 附 則

第17条 本規約は、平成 28 年 12 月 1 日より施行します。

2. この規定は、理事会の議決を経て改訂する。